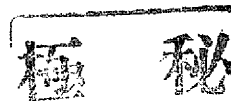


秘密指定解除
情報公開室



日韓会谈請求権関係の審議について

(37.1.8 大蔵省理財局)

- 1 韓国の対日請求8項目については、昨年12月までに、韓国側がその第6項までの具体的内容を説明し、わが方は、これに対し随時質問を行ない、若干の事項については事務当局としての一応の所見を述べて来た。(別添参照)。
- 2 韓国側の請求は、第1項目の地金(約49トン余)地銀(67トン余)(現在評価額2億82百万ドル)の他、現在価値12億17百万ドル(韓国側の主張する1ドル=15円の換算率による)にのぼるが、その内容を概括すれば、
 - (1) 韓国側の請求事由については、わが方として法的に納得しがたいもの。例えば第1項目の地金銀、第2項目の在韓郵便局の立替金、第3項目の振替又は送金の金員、第4項目の在韓閉鎖機関・在外会社の内地財産、第5項目のうち、日本有価証券の大部分、軍票等の日本系通貨、徴用韓人の生存補償金、民間生保金額等。
 - (2) 韓国側の請求事由については、一応理由ありとは考えられるものの、計数的に未だ合意されていないもの。例えば第2項目の郵貯、簡保、海外為替貯金、第5項目の日本有価証券、日本系通貨の大部分、徴用韓人(軍人軍属を含む)の未収金、未収恩給、寄託金等。

なお、これらについては、

- イ 郵便局関係については実務者会議で成程度の資料の突合を行つたが彼此の計数にはかなりの懸隔がある。
 - ロ 上記郵便局関係以外の分については、現在までに実務者会議もなく、従つて資料の突合は未だ行われていない。
 - ハ 総じて資料の散佚が多く、今後の事務折衝により特段の進展が予測できるといふわけではないが、しかし現段階では韓国側の積算根拠はもとより、わが方の探り得る資料の補捉すら行われていない。
- (5) 上記(1)および(2)を通じて、韓国側は、いわゆる南北鮮の分割計算について極めて強い反対意向を示しており、これをもち出した場合の請求権委員会の中止すらも示唆している。
- (6) 上記(1)および(2)を通じて、韓国側は、終戦時円貨確請求額を当時の軍票レート 1 ドル = 15 円で換算している。

8 以上のように韓国側の第8項目までの請求額は一応これ
を確保したが、現在の段階でわが方として積算できる金額は、

[REDACTED]

であつて、なお、理論的にも計

数的にも検討すべき点が多くに多い。

請求額問題としての解決を図るためには、

従つて、今後なお当分の間は、これらについて関係各省庁
とも十分連絡しつつ事務的折衝を続けることにより、擬え得
る資料によつて、出来る限りの事務的究明を行うことが先決
であると考えられる。

(別添)

○要綱 1 (韓国から持出した地金銀の返還請求)

韓国側は、日本が韓国経済の基盤たる地金銀(明治42年から昭和20年までの36年間に地金249トン余、地銀67トン余と称す)を持去つたことを不当不法としてその返還を求めているが、わが方としては本件地金銀は正当な対価を支払つて行われた商取引により買入れたものでなんら不当ではなく、韓国側の主張は法律的請求の範囲を逸脱したものであるから請求は理由がないと考える。

○要綱 2 (日本政府の対朝鮮總督府債務の弁済請求)

韓国側は従来の請求項目のうち通信局関係の項目のみをとり上げ、

(1) 郵便貯金、振替貯金、郵便為替(韓国主張額1,197百万円、)

(2) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金(韓国主張額135百万円、)

(3) 海外に居住した韓国人持帰り郵便貯金等(韓国主張額70百万円)

(4) 韓国郵便局の立替払金(韓国主張額45百万円)

などについて個人請求権の弁済を求める形での請求を行つているが、わが方としては、韓国側主張の金額について納得できないものがあるのみならず、支払の趣旨についても個人請

求権の弁済という形で説明しにくい面もあり、なお一層の検討を要するものと考えられる。

○要綱5（8月9日以後の付替又は送金）

本綱では韓国側は朝鮮銀行所有の登録国債の本支店間の付替（金額は45億円余）をとり上げ、東京支店への付替は軍令違反、本支店間債務関係、地金銀売却資金による国債取得等の理由により日本側に返還の義務ありとしているが、わが方としては、軍令の日付の解釈、閉鎖機関の清算処理についての考え方、在韓日本財産の^{vest}等の事態の総合的考慮等の観点からして、請求を認めることはできないと考える。

○要綱 4 (在韓本社法人の在日財産の返還)

韓国側は、在韓本社法人が終戦前から韓国法人であるとの理由からその在日財産は当然韓国側に帰属するとの見解をとって請求を行つているが、わが方としては終戦前から韓国法人であつたとの主張を承認できないことはもとより、韓国の独立によつてかかる法人の在日財産が当然に韓国側に帰属するものとは認められず、韓国側の請求は理由がないと考える。(ただし、かかる法人の本来の韓国人株主の残余財産の分配請求ということであれば、別途考慮の余地はある)

○要綱 5 (韓国人の日本政府及び日本人に対する請求)

- (i) 日本有価証券 (韓国主張額は要綱 3 鮮銀登録国債を含め 8 7 3 5 百万円であるが、その大部分は閉鎖機関、在外会社所有の有価証券とみられる)
- (ii) 日本系通貨 (韓国主張額 1, 5 2 5 百万円、
[REDACTED])
- (iii) 被徴用韓国人の未収給与 (韓国主張額 2 3 7 百万円)
- (iv) 同上に対する補償金 (韓国主張額 3 6 4 百万ドル)
- (v) 韓国人に対する未払恩給等 (韓国主張額 4 1 9 百万円)
- (vi) 私营保険会社に対する韓国人契約者に係る責任準備金
(韓国主張額 4 3 8 百万円 [REDACTED])

等の返還をいし支払を請求してきている。

これらの請求について韓国側の主張にはある程度首肯できるものも含まれているが、補償金請求一つを取上げてても法的根拠、人員、金額についてわが方として緩々しく容認できないものがあり、各項目とも事実の究明を中心としてなお一層慎重に検討を要する事例が多分に残されている。

○要綱 6 (韓国人の対日本人権利行使に関する原則)

これは第 6 次会談ではじめて提出してきたものであるが、韓国側は上記各請求に含まれなかつた韓国人の権利については日韓国交関係樹立後も個別的にその行使ができるよう保障することを求めている。このような主張に対してわが方としては、請求権問題の最終的解決が不可能となること、在韓日本財産の Vest との関係、国内の戦後処理の結果の法的安定性を害すおそれのあること等の配慮により、これを認めるべきではないと考えられる。

○その他 (共通問題)

㊦ (南北鮮問題) 韓国側は上記各項目について北鮮の分も請求の内容に含めてきているが、わが方としては、平和条約の解釈、従来内外に対する態度等からして、これを認めるわけにはいかない。

㊧ (ドル換算の問題) 韓国側は上記請求の金額について終戦時の円表示価格を当時の対ドル相場 (15 円 = 1 ドル) で換算したドル価値の返還 (地金銀以外の韓国主張金額を合計すると 12 億ドルに達する) を要求しているが、わが方としては金銭債権に関する原則、戦後のクレーム処理方式等に照らしてかかる主張を認めることはできない。